

7 監査課第 3 0 - 4 号

令和 7 年 4 月 2 4 日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 関 根 雅吾郎

同 大 槻 和 弘

例月現金出納検査の結果に関する報告について(提出)

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定による検査を行ったので、同条第 3 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

1 相模原市監査基準への準拠

この検査は、相模原市監査基準(平成 2 9 年相模原市監査委員訓令第 1 号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

2 検査の種類

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月現金出納検査

3 検査の期日

令和7年4月23日

4 検査の対象

公営企業会計の令和7年3月分の現金出納事務

5 検査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて検査を行った。

- (1) 公金の収支計数は合計残高試算表、出納取扱金融機関発行の預金在高報告書及び証拠書類と一致しているか。
- (2) 釣銭資金の管理は適切に行われているか。
- (3) 納入金額及び納入義務者に誤りはないか。
- (4) 支出伝票の金額は、請求書等の金額と一致しているか。

6 検査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、次の手法により検査の手続を行った。

(1) 書類調査

企業出納員の保管する現金(歳計現金、預り金、一時借入金)の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性並びに現金の出納事務が適正に行われているかの合規性について、関係書類等を照合し、確認した。

(2) 聞き取り調査

書類調査を補足するため、担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

公営企業会計に係る釣銭資金の交付課に対し、収納金、釣銭資金等の管理が適切に行われているか、現地調査を実施した。

7 検査の結果

1から6までのとおり検査した限り、重要な点において、企業出納員の現金の

出納事務が正確に行われていると認められた。

8 収支の状況

令和7年3月末日現在における収支の状況は、別紙のとおりである。

以 上

令和 7 年 3 月 分 公 営 企 業 会 計 現 金 収 支 表

公営企業会計

(単位：円)

会 計 名	前 月 末 残 高	収 入	支 出	当 月 末 残 高
簡易水道事業会計	286,830,860	110,920,701	88,640,287	309,111,274
下水道事業会計	7,847,018,783	4,621,701,629	4,573,502,338	7,895,218,074